

処分等年月日	2025年9月26日
事業者名	六口丸海運有限会社
処分等の種類	輸送の安全確保に関する命令
原因となった事故等の概要	令和7年5月16日香川県高松沖を乗客の乗せて運航していた旅客船「第二十七むくじ丸」において船舶火災が発生し、その後沈没した。 これを受け、中国運輸局及び岡山運輸支局水島海事事務所が令和7年5月22日、同年6月13日、同年7月15日及び30日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、輸送の安全に関わる関係法令違反、安全管理規程の遵守義務違反等の事実が確認された。 今後、かかる事態の再発防止を図り、輸送の安全を確保するため、同社に対し輸送の安全確保に関する命令を発出した。
処分・指導内容	①船舶所有者は、船員法第118条の4に基づき、小型船舶の乗組員（当該船舶に乗り組ませようとする者を含む。）について、特定教育訓練を実施すること。 ②安全統括管理者は、海上運送法第19条の4及び安全管理規程第55条第4項に基づき、安全管理規程、安全統括管理者及び運航管理者にかかる情報について外部に対して公表を行うこと。 ③経営トップは、安全管理規程第4条第1号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。 ④安全統括管理者は、安全管理規程第17条第3号に基づき、関係法令の遵守を社内に徹底させること。 ⑤運航管理者は、安全管理規程第18条第1号に基づき、船舶の運航管理及び輸送の安全に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施を図ること。 ⑥運航管理者は、安全管理規程第22条第3項に基づき、配乗計画を作成又は改定する場合は、小型船舶にあっては、乗組員が船員法第118条の4の規定による特定教育訓練を終了しているか等、航路に精通した船舶職員が乗組むこととなっているかについて、その安全性を検討すること。 ⑦運航管理者は、安全管理規程第47条に基づき、事故の発生を知ったときは、速やかに関係運輸局等及び海上保安官署にその概要及び事故処理の状況を報告すること。 ⑧安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第49条に基づき、乗組員に対し安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について安全教育を定期的を実施すること。
違反点数付与状況	違反点数 30点 累計点数 30点